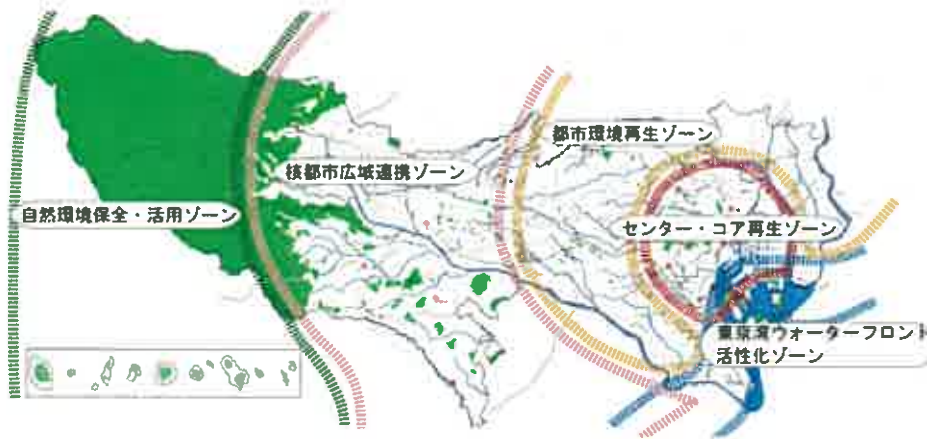


# 東京都景観計画の変更（素案）《概要》

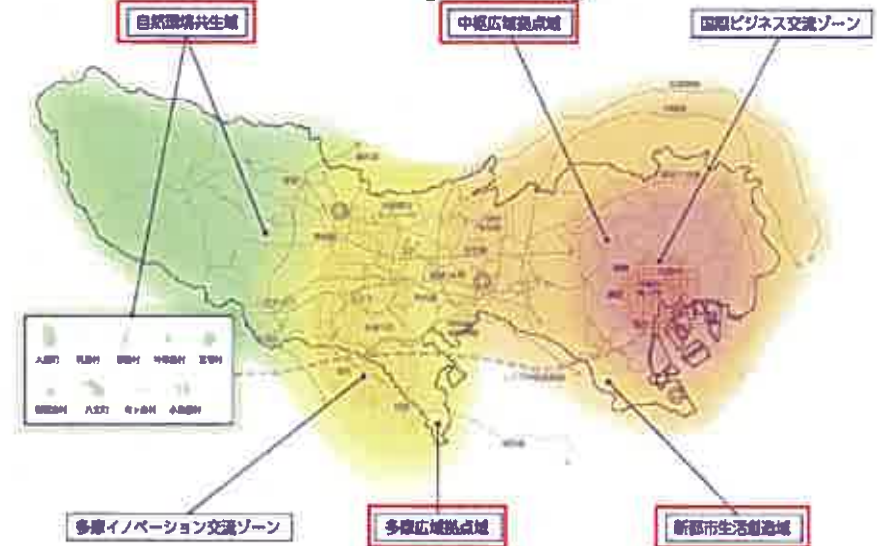
## 1 第1章第2「東京の景観特性」の再構成

- 「都市づくりのグランドデザイン」(平成29年9月策定)を踏まえ、「東京の新しい都市づくりビジョン」の地域区分で構成されていた東京の景観特性を再構成

「東京の新しい都市づくりビジョン」の5つの地域区分



「都市づくりのグランドデザイン」の4つの地域区分



### 1 センター・コア再生ゾーン

- ① 台地と低地がつくる細やかな起伏や緑の帯
- ② 東京の成り立ちを伝える街並みや建造物
- ③ 多様な個性と魅力をもつ地域の広がり

### 2 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン

- ① 海辺に開かれたレクリエーション・エリア
- ② 東京のシンボルとなる新しい景観

### 3 都市環境再生ゾーン

- ① かつての下町と戦後都市化した市街地
- ② 縦横に巡る水のネットワーク
- ③ 大規模な住宅団地と木造住宅密集地域
- ④ 地域の生活拠点を中心とするにぎわい
- ⑤ 雑木林や屋敷林、農地が残る東京の原風景
- ⑥ 駅周辺の新しい街並みと歴史的な資源

### 4 核都市広域連携ゾーン

### 5 自然環境保全・活用ゾーン

(環七の内側)  
(環七の外側)

### 1 中枢広域拠点域

- ① 台地と低地がつくる細やかな起伏や緑の帯
- ② 縦横に巡る水のネットワーク
- ③ 東京の成り立ちを伝える街並みや建造物
- ④ 多様な個性と魅力をもつ地域の広がり
- ⑤ 海辺に開かれたレクリエーション・エリア
- ⑥ 東京のシンボルとなる新しい景観

### 2 新都市生活創造域

- ① 雑木林や屋敷林、農地が残る東京の原風景
- ② 河川や公園による水郷景観
- ③ 駅周辺の新しい街並みと歴史的な資源
- ④ 地域の生活拠点を中心とするにぎわい
- ⑤ 計画的に整備された住宅地と無秩序に形成された市街地

### 3 多摩広域拠点域

### 4 自然環境共生域

## 2 第1章第5「夜間における景観の形成に関する方針」の追加

- ・ 夜間における景観の形成に関する方針を追加

多様な地域が共存し連担する東京ならではの夜間景観と良質な光の誘導を図るため、以下に夜間における景観の形成に関する方針を示し、東京の魅力をもっと高めていく。

### 方針1

#### ダイナミックな都市構造を光で表現

- ・ 都市活動の象徴でもある高層ビルが集積した拠点や主要な道路、河川、運河などを、光のヒエラルキーをつけて表出させる。
- ・ 品格や落ち着きを持った明るさを抑制すべき地区、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、地域特性を踏まえた照明によりメリハリをつける。



### 方針2

#### 地域の個性を生かした夜間景観の形成

- ・ 地域の景観特性に応じた照明により、個性をいかしていく。
- ・ 個性ある地域の夜景を回遊して楽しめるよう、光を点から線、面へと繋げ、連続性のある夜間景観を形成する。
- ・ 東京の歴史や文化、地形や自然などの景観資源を引き立たせる照明を行う。



### 方針3

#### 光の質の向上

- ・ まぶしく不快な光の抑制や演色性の配慮など、光の質を向上し、快適な光環境をつくる。
- ・ 光と影を効果的に使ったメリハリの演出により、印象に残る美しい夜間景観を創出
- ・ 必要な場所に光をあて過度な照明は抑制するなど、少ないエネルギーで効果的な照明
- ・ 省エネルギー器具の採用や自然エネルギーの活用により、環境に配慮した照明



## 3 第2章第3「景観重要公共施設」の追加

- ・ 景観重要都市公園に、「水元公園」「小金井公園」を追加



水元公園



小金井公園

## 4 第3章第1「大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度」の変更

(1) 大規模建築物等景観形成指針に「夜間照明」に関する事項と、屋外広告物のただし書き規定を追加

夜間 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 広場などの公開空地や歩行者通路などパブリックスペースの光を、点から線、線から面につなげ、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備する。</li> <li>□ 照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度(水平面・鉛直面)、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。</li> <li>□ 敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。また、周辺にライトアップされた景観資源がある場合は相互関係に配慮する。</li> <li>□ 間接照明の使用など光と影を効果的に使い、陰影に富んだ美しい空間を整備する。</li> <li>□ 建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。ただし、地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでない。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。</li> <li>□ 省エネルギーに配慮するため、LED照明又は同等以上の環境性能を持つ器具を使用する。また、オフィス等の窓面の内側からの過度な漏れ光を抑制する。</li> </ul>
----------	---

(2) 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導区域に、「向島百花園」「旧安田庭園」を追加



景観誘導区域(青線)内は、大規模建築物の事前協議制度により、眺望地点からのシミュレーション図を作成し庭園内からの見え方を協議

(3) 皇居周辺の風格ある景観誘導の主要な眺望点に「東京駅丸の内駅前広場」を追加

## 5 その他

- 時点修正等

# 東京都景観計画の変更スケジュール（予定）

